

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 特殊な条約</p> <p>4-7 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（令和5年条約第9号）</p> <p><u>この協定第7条第5項の規定に該当する貨物が、関税定率法第15条第1項第10号の規定により関税の免除を受けて輸入された後、その輸入の許可の日から2年以内に再輸出される場合には、当該規定の適用を受けて輸入された貨物であることを輸出申告時に確認することとする。この場合においては、同協定第7条第9項(a)、関税法第68条及び関税法施行令第61条の規定に基づき、輸出申告される貨物に係る輸入許可書、その輸入許可に係る仕入書等の提出を求めることとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 特殊な条約</p> <p>(新規)</p>